

○事務局

平成 29 年度第 10 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。

会長ごあいさつをお願いします。

○会長

明けましておめでとうございます。

ことしもお引き立ていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

委員の皆様には、希望に満ちた新年をお迎えになったことだろうと思いますが、人間だれしもどこで災難に会うやらわかりません。

今日は早朝より、厄除けの意味も込めまして、無病息災を願って皆様と共に神社に向き、お払いを受けてまいりました。

お払いは神道のの宗教行事であるようでして、厄災とか汚れを心身から取り除くという行事であるようです。

神様や仏様には、霊験とって、人間の求めに応じて力を発揮しまして、不思議な現象を引き出す力があるようです。

今日のお払いによって、大神様の広大なおかげをいただいて、新しい年が災とならないようなよい年でありますように、ご利益を信じたいと思います。

本年も皆様方には、農業委員会の活動等でご苦勞おかけするものと思いますが、どうかご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様方のご家庭の平穩を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

それでは、今日は 8 番、10 番から欠席届が出ております。

あの方方は出席ですので、この総会は成立をしております。

昨日からの現地調査で、調査委員の方には大変ご苦勞さまでございました。

後ほど調査結果の報告をお願いしたいと思います。

○議長

それでは早速議事に入ります。

議事進行につきましては、着座の上進めさせていただきます。

よろしくをお願いします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

異議がないようですので、私の方から指名をいたします。

7 番、9 番をお願いしたいと思います。

それでは早速、日程第 2 の議案第 39 号の提案をさせていただきます。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

それでは、議案の説明を事務局へお願いしたいと思います。

○事務局

日程第 2、議案第 39 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。

下記資料のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可・不許可についての意見を決定いただくものです。

番号 1 番、お手元の資料のとおりです。

譲り受け人の方が購入をされまして、基盤整備をされて、農地として整備し利用されるということです。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの説明に関連しまして、調査委員からの現地調査の結果の報告をお願いいたします。

○5 番

農地法に基づく許可検討事項について議案第 39 条、1 番の説明をいたします。

平成 30 年 1 月 9 日、5 番、4 番、19 番と事務局で調査しました。

調査地は農振農用地区域内農地です。

耕作、または養畜の事業に必要な機械の保有状況、また、農作業に従事する家族の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は、常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に影響すべき農地の面積の合計は、6,641 平米で下限面積の 2 反以上です。

許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地です。

転売ではありません。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のようなことから、許可条項などによる許可要件はすべて満たしていると考えられます。

全部で 75 万 3000 円で、売っておられます。

反あたり 50 万円くらいかと思えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、議案の説明と現地調査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 39 号について、何かご意見ご質問等ありましたら、出していただきたいと思いますが、ご意見等ありませんか。

全員賛成ということで、議案第 39 号は原案のとおり決定をします。

続きまして、日程第 3、議案第 40 号、多良木町農地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

○事務局

平成 30 年、第 1 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙になりますが、計画書について、12 月 28 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

お手元の資料をご覧ください。

(内容説明) よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

議案第 40 の件について何かご質問等ある方は、出していただきたいと思いますが、……。

○4 番

資料 16 番の方ですが、10 年となっておりますが契約が、この方 80 歳なんですよ。

その再 10 年ていうのが、よかですかね。

その 80 なので、息子さんもおられるんですけど、10 年後は 90 なので、……。

○事務局

お互いで話し合われてですね、10 年間の貸し借りということで出てきておりまして、頑張って農業やられるということで、こういう形で出てきております。

年齢につきましては、高齢で元気な方もいらっしゃいますし、頑張ってやろうという意欲が見えているのではないかなと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

人生 100 年の時代へ、もうすぐ来ますので、そういったことを見込んで貸し借りの期間を設定してあるんであろうと思います。

ほかにございませんか。

○13 番

利用権設定の状況の中で、農事組合法人みらいとありますけども、これはどのような法人か教えてほしいんですけど……。

○事務局

こちらはですね、人吉球磨の酪農されている方たちが、法人をつくられてます。

農事組合法人みらいという会社です。

事務所の方が、あさぎり町にあります。

(農事組合法人みらいについて説明)

○議長

よろしいでしょうか。

はい。

ないようですので、議案第 40 号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

日程第 4、議案第 41 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

次回の総会を 2 月 13 日金曜日に予定をしております。

事前調査を前日の 9 日の金曜日に予定をしておりますが、調査委員は、10 番、6 番、20 番にお願いしたいと思います。

13 日の総会についてはいかがでしょうか。

はい、13 日午前 9 時から総会を開催します。

事前調査を 9 日の金曜日の午前 9 時から予定をしています。

先ほどの委員さん、ご都合いかがですか。

もしも都合が悪くなったら、本人同士で、変わっていただきたいと思います。

○議長

それでは、決定をさせていただきます。

総会を 2 月 13 日金曜日午前 9 時から事前調査を 2 月 9 日金曜日午前 9 時から調査員といたしましては、10 番、6 番、20 番に決定させていただきます。

よろしく申し上げます。

日程第 5、報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてをお願いします。

○事務局

資料 6 ページをごらんください。

小作地の合意解約の報告です。

平成 29 年 11 月 28 日から平成 29 年 12 月 25 日までの分になります。

今回件数が多ございます。

今月は 31 件ということになります。

○議長

報告第 13 号の説明が終わりました。

この件について何かご意見等ありませんか。

特に、ないようですので以上で報告第 13 号を終わります。

続きまして、日程第 6、報告第 14 号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。

○事務局

日程第 6、報告第 14 号、許可不要転用出の報告についてです。

番号 1 番、ご覧のとおりです。

2 番、ご覧のとおりです。

200 平米未満ですので、許可不要転用可能ということです。

両方とも 200 平米未満に該当いたしますので、許可不要転用届け出の報告となりました。

以上ですよろしく申し上げます。

○議長

報告 14 号の説明が終わりました。

この件について何か皆さんがたからご質問なりあれば、・・・。

よろしいですか。

特にないようですので、以上で第 14 号を終わります。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 29 年度第 10 回農業委員会総会を閉会いたします。

議長 谷口 照幸

委員 星原 一男

委員 西 辰郎

書記 川越 恭子